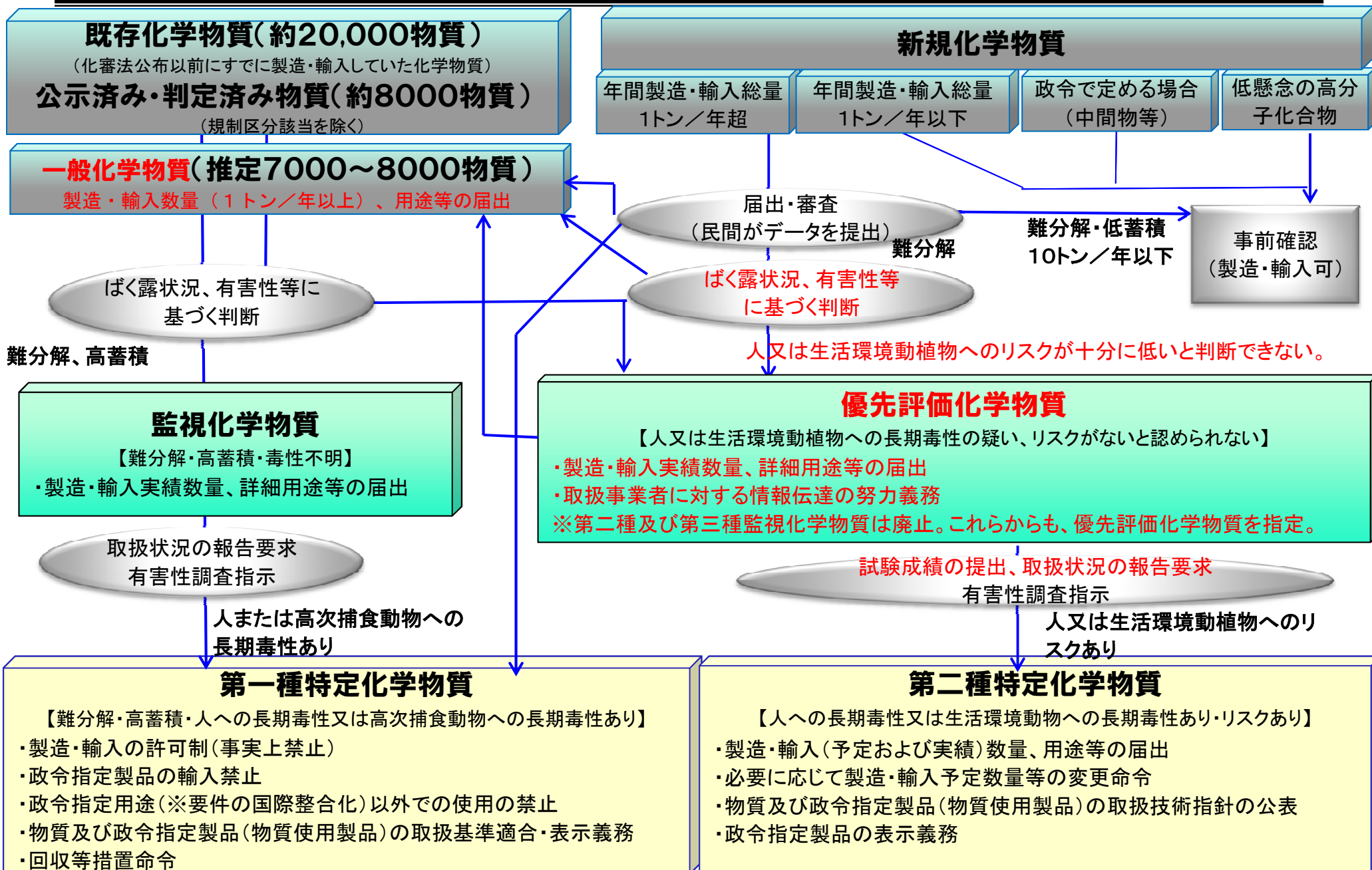


改正化審法の体系(平成23年4月1日～)

官民連携既存化学物質安全性情報
 収集・発信プログラム
 第8回プログラム推進委員会
 平成24年5月8日
 参考資料6



スクリーニング評価・リスク評価の進め方

基本的には、化学物質のリスク評価に必要な**情報提供は、事業者が行い**、それをもとに改正化審法における規制措置の判断のための**信頼性評価やリスク評価は、国が行う**。

